

第2回RD最終処分場問題行政対応検証委員会 議事録（確定）

平成19年4月23日

滋賀県庁東館大会議室

1 開会	菊井参事	<p>大変お待たせいたしました。それではただいまから第2回RD最終処分場問題行政対応検証委員会を開催させていただきます。委員の皆様には大変お忙しいところをお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>まず、本日の出席状況をご報告させていただきます。木邊先生はご出席いただけるとお聞きしておりますので、現在3名、木邊先生がお見えになって4名出席ということで設置要綱第5条第2項に定める当委員会の成立要件を満たしていることをご報告申し上げます。</p> <p>次に出席者をご紹介させていただきます。今回から総務部総務課で当委員会の事務局を担当させていただきますが、人事異動により職員に異動がございましたのでご紹介させていただきます。</p> <p>総務課長の山脇でございます。</p>
	山脇課長	<p>山脇でございます。よろしくお願いたします。</p>
	菊井参事	<p>私は参事の菊井でございます。本日の司会進行を努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。</p>
	副参事の平井	<p>副参事の平井でございます。</p>
	平井副参事	<p>平井でございます。よろしくお願いたします。</p>
	菊井参事	<p>林野でございます。</p>
	林野	<p>林野でございます。よろしくお願いたします。</p>
	主任主事	
	菊井参事	<p>また、必要に応じまして事務局から化学分野における説明をさせていただくこともございますので、琵琶湖環境科学研究センターの職員が出席させていただきますのでご了承をお願いいたします。参事の原でございます。</p>
	原参事	<p>原と申します。よろしくお願いたします。</p>
	菊井参事	<p>それから、本日は議題に係ります説明員として琵琶湖環境部の職員に出席を求めています。</p>
		<p>それでは、ただいまから会議に入らせていただきますが、設置要綱第5条第1項の規定により、委員長が議長となるということになっておりますので今後の進行につきましては池田委員長、よろしくお願いたします。</p>
	池田委員長	<p>それでは第2回になりますが、RD最終処分場問題行政対応検証委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日は議事が(1)~(5)まで用意されていますが、お手元には議事次第、それから各資料が置かれております。その資料1かと思いますが、ま</p>

2 議事
(1) 県内の産業廃棄物の処理状況等について

上田室長

ず、(1)の議題の「県内の産業廃棄物の処理状況等について」をお願いします。前回この点についてご説明いただきたいという意向が委員の方からあり、本日はまず最初に、当時の県内の産業廃棄物の処理状況等について、ご説明いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最終処分場特別対策室の上田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

資料1をご覧くださいと思います。「県内の廃棄物の処理状況・事業者数について」ということでございます。RDエンジニアリング社が、昭和54年から佐野産業として操業を開始いたしまして、平成元年に焼却炉を造ったり、平成2年から苦情が出ております。そして、平成10年に最終処分場を廃止し、それから平成11年に硫化水素が発生したというような経過の中で、この資料は、その時の県内の廃棄物の処理の状況についてバックグラウンドとして説明をさせていただきたいということで作らせていただいたものでございます。この資料のデータは第3次滋賀県産業廃棄物処理基本計画と第4次滋賀県産業廃棄物処理基本計画に基づいて作らせていただいたものでございまして、この廃棄物処理基本計画といえますのは、廃棄物処理法の当時は第11条、現行では第5条の5の中で廃棄物の適正処理を確保する目的から、その廃棄物処理計画を定めるということにされております。

その資料に基づいて説明をさせていただきますと、まず平成3年8月に制定いたしました第3次滋賀県産業廃棄物処理基本計画は、平成3年度を初年度としまして平成12年度を終期とする計画でございます。そして、第4次滋賀県産業廃棄物処理基本計画は平成11年度を初年度として平成15年度を終期とする計画でございます。

具体的なデータについて説明をさせていただきますと、まず一つ目、発生と処理状況の概要でございますが、昭和63年度の欄を見ていただきたいと思います。発生量3,247千トン、これは事業所等の報告を基に算出したものでございまして、この発生量のうち有価物量、これは売却等をされたものでございます。これが282千トン、そして排出量、これがゴミになるもの、産業廃棄物になるものでございますが、これが2,965千トンという数字になっております。この産業廃棄物を大きくは3つに分けることができまして、ひとつは有効利用を図るもの、それから中間処理といひまして産業廃棄物を破砕なり焼却する場合は中間処理量であがってまいります。それから未処理量につきましては、基本的には最終処分の埋め立てに行くものということでございます。63年の数値では有効利用が107千トン、中間処理が2,235千トン、それから未処理量が624千トンでございます。

となりを見ていただきますと、中間処理で残さ量ということで686千トンあがっております。この2,235千トンから686千トンを引いたものが上の減量化量でございます。1,550千トン。これは焼却、破砕等をいたしなすと減量化になりますので、産業廃棄物がそれだけ減量化されたということを表す数字でございます。

そして再生利用でございますが、252千トンということであっておりますが、先ほど説明させていただきました有効利用量の107千トンと中間処理をされました残さ686千トンのうち145千トンが再生利用にあがっております、あわせまして252千トンが再生利用された量でございます。

残りました残さ量のうち541千トンとそれから未処理量624千トンを足したものが1,163千トンということで、これが最終処分の対象量ということになっております、最終的には保管等を除きまして昭和63年の最終処分量としては1,152千トンの量が埋め立てられていたということでございます。

他方、平成9年度の状況を見ていただきますと、数字の括りは同じようになっておりますが、説明を少し省略させていただきましたポイントだけ説明いたしますと、 の中間処理量をご覧いただきたいと思っております。先ほど昭和63年度の時は、2,235千トンの中間処理があったと申し上げましたが、平成9年度は3,309千トンということで1.48倍ぐらいの中間処理、と申しますのは、破碎とか焼却等がされているということでございます。そして平成9年度の の未処理量を見ていただきますと、先ほど昭和63年度は624千トンあったものが141千トンということで、対昭和63年度23%の量に減っていると。そうしまして右側の最終処分量をご覧いただきたいんですが、昭和63年度では1,152千トンあったものが、平成9年度は352千トンということで約30%の量に減っています。これは総じて言いますと中間処理が増えて、そして最終埋め立てが減ったということでございます。その現れとしまして、昭和63年度は発生量3,247千トンに対しまして再生利用量は252千トンであったものが、平成9年度では発生量3,725千トンに対しまして再生利用量が1,494千トンということで、俗に言うリサイクルというものが活発に行われ、その結果最終処分の埋め立てというのは352千トンということで、大きく減っているということがいえるのではないかなと思っております。

ちなみに先ほども申し上げましたけども、R D社は平成元年から焼却施設を造りかけております。そういうことから言うところの昭和63年度から平成9年度までの時代の推移のなかで、こういう焼却施設を造ってきたのではないかと思います。

なお、先ほどの最終処分場の埋め立てでございますが、平成9年度は352千トンと申し上げました。平成16年度でございますが146千トンという数字で、約半分以下になっているという状況でございます。

次のページをご覧いただきたいんですが、先ほど申し上げました発生量を種類別に見たものがその表でございます。昭和63年度の発生量3,247千トンの内訳としては、汚泥が2,089千トン、建設廃材、それから金属くず、廃油、ガラスくず、廃プラ、その他ということで、こういう内訳であったということでございます。

平成9年度の3,725千トンのうち、汚泥は減っております。それからここで「がれき類」と書いているのですが、「建設廃材」ということで読ん

でいただきたいのですが、建設廃材が569千トンに対して725千トンということで増えております。以下、金属くず、それから廃油は減っておりますが、ガラスくずはやや増えているというような状況を示しております。この表の中で「その他」が大変大きくなっております。これにつきましては、家畜ふん尿というものが平成9年度約300千トンほど入っているわけございまして、昭和63年度はこの家畜ふん尿が別枠で計上されておりました関係から昭和63年度の「その他」の欄には含まれておりません。それで平成9年度は「その他」の中で家畜ふん尿が入ってまいりましたので増えているというふうに考えております。

この家畜ふん尿につきましては、平成11年以降は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律というものができておまして、その中で従前ですと堆肥化してやっておったものが、法律に基づいて、きちっとやられてきているとみているところでございます。

次に、業種別の発生量でございますが、昭和63年度、平成9年度、このような状況になっておまして、鉱業が減っておりまして、建設業が増えています。それから製造業もやや減っておりまして、電気・水道事業といったものが増えているということでございます。それからこの「その他」につきましては、先ほど申し上げましたように、ふん尿の関係でございます。

次に、次のページの間処理の状況をご覧いただきたいわけですが、昭和63年度当時の中間処理の状況はほとんどが汚泥の処理でございます。2,235千トンのうち2,056千トンが汚泥の処理をしていました。この中間処理と申しますのは脱水ですとか、焼却、乾燥であろうと思うわけですが、こういう状況であったものに対しまして、平成9年度につきましては、3,309千トンということで中間処理の状況は増えているわけですが、汚泥につきましては1,897千トンということでだいぶ減っている中でがれき類、金属くず、廃プラその他というものが、中間処理で増えているという状況でございます。

それと、3番目の最終処分の状況でございますけれども、最終処分は昭和63年度には1,152千トンでございますが、その処分の状況は汚泥と建設廃材で約8割以上という状況でございますけれども、平成9年度では352千トンのうち、汚泥、廃プラ、ガラスくず、がれき類は建設廃材と読んでいただきたいんですが、建設廃材、その他につきましては金属くずとかばいじんですとか鉱滓といったものですが、そういうものが増えている。

そして燃えがらが14千トンという数値があがっております。

次に4ページをご覧いただきたいのですが、そういう需要と申しますか廃棄物の発生にあわせて県内の産業廃棄物処理業者の許可状況から見ますと、昭和63年度と平成9年度の数値を見ていただきますと、2段目を見ていただきたいのですが、やはり中間処理が1から11、最終処分も、4から7に増えております。それから収集運搬と最終処分については16から6に減っているのですが、収集運搬と中間処理と最終処分、これが

3から11に増えているということで、やはり中間処理に関する許可を取っている者が増えています。全体では554業者に対して平成9年度では1048の業者に対しまして許可をいたしておる状況でございます。

少し省きまして申し訳ございませんが、許可につきましては「収集運搬のみ」と書いておりますのは収集運搬だけの許可を与えているもの、「収集運搬 中間処理」と書いてありますのは、その業者さんに対しまして、収集運搬と中間処理の2つの許可を与えているというように見ていただきたいと思えます。

次に中間処理施設の設置状況ということで昭和63年度と平成9年度の比較をしております。汚泥につきましては、脱水が145から198、焼却が9から12、乾燥が2から3ということで増えております。それから廃プラスチックの焼却が63から96、破砕が3から6、廃油につきましてはほぼ同じ並びの中で焼却が少し減っていて、油水分離が8から8、焼却が6から4ということで減っていますけれども、このような状況で中間処理施設の設置状況があがっております。

能力的にみますと、汚泥につきましては11,640 から15,666 に増えているのですが、先ほど申しました中間処理が大きく増えているほど施設の能力的にはすこし緩いのかなあというふうな数字のらみをしております。廃プラスチックですと308 から422 、廃油ですと1,052 から944 と逆に減っております。そういうような状況でございます。

最後に最終処分場の設置状況と残存容量の推移を見ていただきたいのですが、RD社は安定型最終処分場でございますので、安定型について説明させていただきますと、の資料の昭和63年度の安定型の一番下の欄をご覧いただきたいのですが、昭和63年度で841,758 ということで、まだこれだけ残存容量があるということですが、ところが平成9年度におきましては、同じ安定型の欄の一番最後を見ていただきたいのですが、1,248,410 ということで、残存容量は増えているというようなことで1,248,410 を352千トン、というのは平成9年度の埋立処分量でございますけれども、それで割りますと約4ということで、4年間の残存容量を持っているということですが、年々減っておりますのでもう少し延びるということがいえるのではないかと思います。

最後のページをご覧いただきたいのですが、産業廃棄物の広域移動の状況ということで、滋賀県は県内で処分しているのか県外へお願いをしているのかという量でございますけれども、平成9年度で見ますと、搬入量、搬出量がほぼ同じでございます。廃棄物の種類はいろいろ違いがございますけれども、全体量としては県外への搬出量、県内への搬入量はほぼ同量という状況でございます。

以上が、昭和63年度と平成9年度のデータに基づきます県内の産業廃棄物の処理状況と事業者数の説明でございます。

池田委員長

ありがとうございました。今、県内の産業廃棄物の処理状況等について説明いただきましたが、この資料1について皆様から何かご質問はありま

		<p>せんでしょうか。</p> <p>少し聞き漏らしたのですが、廃棄物処理基本計画の第3次の計画期間は何年から何年までですか。</p>
	上田室長	<p>平成3年度を初年度といたしまして、平成12年度を終期といたしております。第4次が平成11年度を初年度といたしまして、平成15年度を終期といたしております。</p>
	池田委員長	<p>今は、廃棄物処理基本計画は5年周期で作る形にしております。法律改正がありまして、以前は一般廃棄物と産業廃棄物が別々の計画であったと思うのですが、今は産業廃棄物処理基本計画は廃棄物処理計画という中で一般廃棄物、産業廃棄物併せまして処理計画を作っております。</p>
	上田室長	<p>平成3年から平成12年まで、基本計画を作って、途中で目標値を見直したということはないのですか。</p>
	池田委員長	<p>資料を見ているかぎりではないのですが、大阪府は見直しをして目標値をより下げた改訂計画を今年作っていますけどね。</p>
	上田室長	<p>委員の皆様からご説明について何か質問はありませんか。</p>
	池田委員長	<p>現行、滋賀県は見直しているんですが、この当時は資料がないということで見直していないのかなと思っております。今、作っています処理計画は途中で見直しをしております。</p>
	池田委員長	<p>やはり見直しはしますよね。</p> <p>ただ今のご説明について何かご質問はないでしょうか。</p> <p>(特になし)</p>
	池田委員長	<p>それでは今ご説明していただきましたものについて、後でまた振り返るといってもあるので、今すぐにご質問がなくてもまた後で出てくるかもしれません。その際にまたご発言いただいたらよいということにして、先に進めさせていただきまして、本日の議題の(2)の「県の執行体制について」ご説明をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
(2)県の執行体制について	平井副参事	<p>それでは、県の執行体制につきまして、資料2でご説明させていただきます。資料2をご覧くださいと思いますが、これは、産業廃棄物関係の許可とか、監視とか、指導等の職務につきまして、県の人事課にございます資料を過去に遡りまして、まとめさせていただいたものでございます。</p> <p>本庁と地方機関を年度別に20数年分並べさせていただきます。この表の見方ですが、左側の本庁ならば、部名、課名その後に、人数と書いた欄がございます。この人数はその年度において、従事をいたしました担当職員の総数で、兼務も含めまして、一部でも従事いたしました者の数でございます。そして、人数の下に括弧書きで、例えば昭和54年ですと、「140%」と記入しておりますが、このパーセントは、従事した3名の職員の各職員の該当業務の比率を合計したものでございまして、例</p>

えば、3名の方の職務比率が50%、50%、40%ならば、それを合計させていただきます。この140%の数字は、必ずしも1.4人分の仕事とは、直ちに判断はできませんが、目安としてパーセントを合計させていただいたわけでございます。その次の担当職員の欄ですが、昭和54年の本庁の欄ですと、「一般職員3」と書いてありますが、これは該当業務に従事した職名別ではなしに、職階別の従事人数を示しております。職名で拾いますと、途中で職名が変わった時期がございまして、比較がしにくいということで、職階別の人数を示しております。

それでは、年を追いまして、少し経過を見ていただきたいと思います。まず、部と課名の方を先にご覧いただきたいと思います。1ページ目の昭和の年代は、本庁の方は、生活環境部の環境事業課で対応しておりますし、また地方機関の方は、草津保健所の衛生課で担当いたしております。この1ページ目は、そのまま組織としては変わっておりません。次に、2ページ目でございますが、同じ状況が続いております。少し本庁でいいますと、平成6年に環境事業課から環境整備課に課の名前が変わっておりますし、また草津保健所の方では、平成2年頃に環境公害課という課ができてございまして、一部仕事を持っております。また平成4年からは、環境保全課という名前が出てきております。そして、次の3ページ目ですが、平成9年になりますと、少し組織改正がございまして、本庁の部の名前が現在の琵琶湖環境部に変更しております。また、地方機関の方では、これまで保健所の方で担当してはございましたが、今度は県事務所の生活環境課で担当するように変わっております。さらに、本庁の課名が平成12年から廃棄物対策課に変わっておりますが、平成13年になりますと、地方機関の方で、県事務所から湖南地域振興局という名前になって、課の方も環境森林整備課という名に変わっております。そして、昨年までですが、本庁は、資源循環推進課という名前になっておりますし、地方機関の方も南部振興局と少し、名前、組織が変わっている状況でございます。

1ページへ戻っていただいて、担当職員の推移でございますが、1ページ目の昭和の年代は、ご覧いただきますとわかるように、本庁の方は、2名ないし3名が従事するというので、担当職員の方も、当時は一般職員、そしてその上の主査級職員が担当しているということでございます。地方機関の方では、職員1名で担当しておりますが、昭和57年、58年につきましては、人数欄が印になっております。調査いたしました資料に該当業務の明示がなかったため、業務は当然行われていたわけですが、

印にさせていただいております。続きまして、次の2ページ目の方ですが、本庁では、それまで2名ないし3名くらいで担当してはございましたが、この辺になりますと4名くらいになっております。また、保健所の方につきましても、2名のときが少し出てきておりますし、それぞれ担当職員の方も、係長クラスの副主幹級クラスが担当するようになっております。さらに3ページ目の方にまいりますと、本庁の方が、平成12年頃から4名、5名、7名、8名というように、人数が随時増えておりますし、さら

に担当の職員クラスでも、課長補佐級クラス、主幹級クラスが出ておりません。職員の職階クラスの説明を申し上げるのが遅くなりましたが、本庁の16年度の担当職員欄をご覧くださいますと、この表に出てくるすべての職階が載っております。本庁では課長補佐級が一番上のクラスで、次いで主幹級、副主幹級クラス、主査級クラス、一般職員という5つのクラスがございます。担当職員も、上の方のクラスの人が従事するというようになってきておりますし、また地方機関の湖南振興局の方でも、人数が2名ないし3名というように、増えてきております。また、担当職員の職階もだんだんと上がってきている状況でございます。

それで、あと、本庁と地方機関の決裁の権限の関係でございますが、聞いているところだと、3ページの平成9年から11年の草津県事務所の時代に、収集運搬業の許可が一部本庁の方から地方の方へ下りております。それと、湖南地域振興局ができてから、平成14年頃ですが、多くの許認可事務が本庁から地方機関に下りたということを聞いております。

権限が地方へ下りたということで、担当職員の数も若干増えたという状況でないかと思われま。それまで、地方機関、県事務所あるいは保健所の方は、許認可の書類の経由というか、形式的な受付審査を行い、そして書類を本庁へ上げるという業務をやっておりました。また、その地域の現場がありましたら、そこには本庁の職員とともに行っていたと聞いております。以上でございます。

池田委員長 今ご説明いただきました県の執行体制表については、産業廃棄物の許認可等に係わる関係部署として説明いただきましたが、これについて何かご質問はございませんでしょうか。

宮本委員 細かいことですが、先ほど自己紹介をされたときに、参事や副参事という職階がありましたが、課長補佐級以上、課長級と考えてよろしいか。

平井副参事 この表では、課長補佐級がございまして、副参事は課長補佐級でございます。当時、課長補佐級には、課長補佐と副参事がおりました。参事はこの課長補佐級の上の級でございまして、管理職になります。

宮本委員 もう一つですが、許可をする部署と不祥事に対応する部署は分かれていないのですか。

上田室長 現行で申し上げますと、循環社会推進課に指導担当がおりまして、そこは許可をいたしますし、それと立入検査もいたしますし、全体の指導もいたします。そして、もう一つ、不法投棄班がございまして、誰か山の奥に不法投棄すると、その不法投棄に対応するグループがございまして、行政指導につきましては、基本的に指導担当でやっております。

宮本委員 今でもそうですか。

上田室長 昔からというより、今がそうでございます。

宮本委員 いつ頃からおかれたのですか。

上田室長 平成10年以降は、そういう形にきちりと分かれております。

それと一点説明させていただきたいのですが、この資料は廃棄物の全体の

	<p>関連や監視、指導について書かれたものでございますが、先ほど総務課から説明されたように、平成14年くらいから権限委譲がされたということで、このRD最終処分場問題につきましては、本庁の専権事項となっております、地方機関の振興局の方で指導するというものではございません。</p>
池田委員長	<p>宮本先生、よろしいですか。まだわかりにくいところがございます、これはRD問題にかかわった担当部局に限定しているわけではないのですね。</p>
上田室長	<p>過去の指導記録を見ておきますと、たとえば生活環境課や保健所が現場へ行って行政指導を行う、業者指導を保健所と一緒に本庁の課が行くという形で、過去はやっていました。現場の即時対応ということは、おそらく草津保健所へ苦情等がいくので、対応してくれていると思いますが、許可関係ですとか、立入りという法に基づくものにつきましては、本庁がやっていたと思います。今後、その当時の職員等の話をきっちり聞いた中で明確にお答えしていきたいと思います。</p>
池田委員長	<p>後でまた、検証するRD社に対する県の許認可や指導について、個別、具体的に結局全部網羅的に上げないといけないので、そういうときに役に立つということになるわけですが、まだそちらの資料は、できていないわけですか。</p>
上田室長	<p>実際、職員に聞かないとわからないのですが、許可関係書類は、全部私どもにございます。</p> <p>許可関係は、本庁でやっていたことは、申し上げられると思うが、その指導部分で、連携しながらやっている部分については、双方聞いてみないと確認ができないなという部分がございます。</p>
池田委員長	<p>それでは、ここにいただいたのは、直接の担当職員ということかと思いますが、担当職員が1人で判断することは、それほどたくさんないと思いますので、例えば、その職員を指導したり、監督したりする立場があるわけですから、これはそこに書かれている課であるなら、課長と理解してよいのですか。</p>
平井副参事	<p>はい。課長はおりますし、また、その間に課長補佐や係長がいたり、そういったその時々により、上席の数は変わります。上席の管理職は、課全般をみますので、その分の数字はこの表では除外させていただいております。</p>
池田委員長	<p>わかりました。何かほかに皆さんご質問はございませんでしょうか。これも、今日資料をいただいたものを頭の中に入れて、検証事項についての具体的な抽出の後に役に立つかと思います。内容的には把握しておく必要があるかと思いますが、それでよろしいですか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
池田委員長	<p>それでは、(1)、(2)については、これからやる作業に必要な資料を作ってください、説明を受けたということでございます。</p>

(3) 論点整理の全体概要について

平井副参事

それでは、今日の中心課題であります、「論点整理の全体概要について」話し合いをしたいと思いますので、この点について、資料3に従ってご説明をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料3の「論点整理の全体概要について」ご説明をさせていただきます。1ページに1として、RD問題に係る関係機関あるいは団体の関連ということで、上げさせていただいております。

ここでは、関係当事者である滋賀県、栗東市、RD社、それと住民とい4者の主な関係を矢印で明示しております。この中でも、の番号の県とRD社の関係、あるいはといった県と住民との関係が太線で示しております、これが検証のポイントになるかと考えられるわけです。まず、県とRD社の関係ですが、表の下の方に点線の囲みで書いておりますように、まずが先になりますが、RD社の方から許可申請を行うことに対して、として、法に基づく許可、あるいは行政指導等を行っていくということでございます。それに対して、RD社は行政指導を受けた場合、是正計画を出すとか、顛末書を提出するとか、そういった関係が、であります。そして、次に県と住民との関係のでございますが、として要請、要望が県に対して行われる、それに対しまして、として県から住民説明、文書回答するという関係がございます。また、県と栗東市の

の関係でございますが、この関係は、ここにも記載している協働、連携といった関係で、双方がやらせていただいております。例えば、ガス等の異常がないかという現場監視とか、RD社の是正工事というものの監視を県と市が協働して実施しております。また、県と市につきましては、連絡協議会を定期的開催いたしまして、情報交換や必要な協議を行うことで、たえず連携を図っております。表の矢印は、片方ずつとなっておりますが、双方の関係ということになるかと思ひます。

そしてまた、その他の関係といたしましては、ご覧いただいたとおり、栗東市とRD社、あるいは栗東市と住民、また住民とRD社という関係がここに書かれてございます。これをもとにいたしまして、ここでは全般について、幅広い論点整理をしていただきたいと思いますということでございます。

特に議論をいただきたい1つ目といたしましては、全体の関連図からこれから検証をいただく関係、どの関係を検証いただくかということとをまずご確認いただきたいと考えております。それと議論をいただきたい2つ目といたしましては、同じ表の中に、として、県と住民との関係がございますが、この住民の皆さんに対する検証の範囲をどのようにするかということでございます。

住民の皆様に対しましては、県が最も関わりが深く、やり取りを頻繁に行っている最終処分場のある「周辺住民団体」が一番関わりが深いわけですが、別にほかの点線の中に書いております、市民団体や一般住民からも県に対しまして要望活動などもなされていると聞いております。

このようなことから、どのように検証をすればよいのか、ご協議いただきたいと考えております。

ここで、住民さんの関係を資料でご説明させていただきますと、「周辺住民団体」というのは、資料に書いております北尾団地自治会、小野の自治会、上向自治会、栗東ニューハイツ自治会の4つの自治会と中浮気、日吉が丘、赤坂、この3つの自治会が加入しております産廃処理問題合同対策委員会の併せて5つの団体がございます。

そこで、3ページに最終処分場の周辺の地図をつけております。ご覧いただきたいと思っております。ちょうど真ん中に横切っているのが名神高速道路で、このちょうど左端に少し外れていますが、栗東インターチェンジがございます。この地図では、北が上の方で、琵琶湖の方は北西の方向となり、そちらが川下、下流になるということでございます。

周辺の自治会としては、一番北に小野区がございます。時計回りに国際情報高校を挟みまして、最も最終処分場に近い北尾団地がございます。そして、工業技術総合センターの隣に、上向の自治会がございまして、そこから、中浮気、日吉が丘、赤坂、栗東ニューハイツという新興団地になっております。

また、1ページにもどっていただきまして、「周辺住民団体」の下に書いております「市民団体」といたしましては、「産廃処理を考える会」や近畿の市民運動団体が構成員に入られておられると聞いておりますが「飲み水を守る会」といった組織がございまして、県に要望活動など行っているといわれておりますが、詳しいことは事務局の方でも聞いておりません。

続きまして、2ページの方で、検証手順の方をご確認いただきたいと思っております。このなかでは、全体的な問題点を確認ということで、県の関係資料の提示、関係職員の説明というものから、問題点を洗い出す。あるいは、住民さんの意見から、または新聞報道から問題点を出し、論点整理をして、検証という作業を経て、課題の整理をし、そして最終的には、改善策を検討して、こういった手順で検証していただくのがよいのかどうか、また、検証の方法といたしまして、関係資料の確認、あるいは住民ヒアリング、または職員のヒアリングといった手法を使いまして、検証を進めていっていただく、このような形で進めるのがよいのかどうか、ご確認をお願いしたいと考えております。

次の3の検証資料でございますが、先ほどご説明させていただきました県の執行体制表、あるいは県の許認可、申請関係の書類、事業者に対します改善命令等の関係書類、あるいは指導や立入記録をまとめた復命書、住民団体や住民さんからの要望書、あるいはそれに対する回答書、または情報公開の記録、直接住民さん等からいただいた知事への手紙、議会答弁資料等、検証していただく資料は、非常に多岐にわたる資料がございます。この中には、住民さんからの要望・回答などかなり分量が多くなる資料もございますので、ある程度限られた時間のなかで、どのような効果

池田委員長	<p>的な検証を行えばよいか。どの辺を見ていただいたらよいか、その辺につきましても、十分ご議論いただければありがたいと考えております。以上でございます。</p>
池田委員長	<p>ありがとうございました。論点整理の全体概要についてということで、検証する事項、それを抽出するための資料のどの範囲のものを取り上げるかを説明されたと思います。まず、資料3について、何かご質問、ご指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
宮本委員	<p>宮本先生は、宮城県の問題にもタッチされていましたが、検証期間は滋賀県の場合のように、そんなに長くないですね。滋賀県の場合は、昭和54年から平成18年まで、28年間で非常に長いですね。この点、宮城県とかこれまで検証の対象となったケースのところは比較的短いのではないですか。</p>
宮本委員	<p>宮城県の場合は、平成2年から9年くらいですね。それから、福井県は、実は昭和50年代の後半くらいから処分場としては機能してきた。埋立ちは始まっているが問題になっているのは昭和63年くらいからです。そういう意味から、本件でもはポイントをしばって、たぶん昭和55年にそもそも一般廃棄物の処分場であった、そこに産業廃棄物が持ち込まれるようになり、処分場の届け出を出したということであるので、その頃は今回のような危険行為が行われていたかどうかよくわからないので、そこまで遡る必要はないかもしれないと思います。だからポイント、ポイントを、住民から指摘があったのにちゃんと答えているかどうかなど、いくつかのキーになる時点の前後というのは調べる必要があると思います。</p>
池田委員長	<p>ですから、最初の最終処分場の許可が54年におりており、その埋立許可の処置が適正であったかどうか、最初の検証対象となると思いますが、あと、問題が生じてきたのは、平成2年頃からで、それ以降について個別、具体のRD社との対応であるとか、市民の皆さんとの対応であるとか、項目として上がってくるのではないかとと思われます。</p>
池田委員長	<p>それでRD問題に係る関係機関の連携ということで、どの範囲までやるかについて、先ほどの説明にもありましたように、太字で書いてあるところ、県とRD社との対応が中心になるのは間違いがないわけですが、県と周辺住民団体との対応、つまり ですが、そのほかに の県が市に対して行っている指導や協議が適切であったかについても、対象になるような気がしますが、その先についてはいかがですか。 とそこに矢印があるわけですが、その点どうでしょうか。</p>
渡部委員	<p>私の意見としては、最終的に結果として、不都合なものがいくつか出ていると、例えばこの前現場で見たドラム缶に入っているものがあつたとか、水質の汚染の問題とか、今現状で、場合によっては、法的にいけないものが、ある可能性があるとそのあたりを中心に、それが後手に回った状態になってしまったのではないか、破産してしまったからそれを費用負担させられないのではないか、そのあたりを中心に、絞り込んだ方がよいのではないかと考えるので、それを議論していただきたいのと、また、栗東市</p>

とかそのあたりまで入れてしまうと非常に論点がぼやけるのではないかという、この2つが私の意見です。

池田委員長 渡部先生のご意見では、 にとどめることが妥当でないかということになります。宮本先生はどうお考えですか。

宮本委員 その判断は、結構難しいと思います。法律的にいうと確かにそういうことですね。権限は、市になくて県に独占的にあって、その意味では、
というところなんだろうと思います。背景をどこまで広げる方向の議論をすれば、議会との関係とか、そういう議会が県庁自身の動きをコントロールしていたのか、見てたのか、本当は問われるべきですが、今回の検証範囲をどこまでとするかを考えたとき、時間の関係もあるわけですから、渡部先生のおっしゃることも十分、妥当な範囲でないかと思います。

池田委員長 我々が検証する範囲について、県とRD社との関係、県と周辺住民団体との関係に絞って検証したらどうかというのが渡部先生のお考えですが、宮本先生のお話のようにもう少し広げると、県が議会にどういう説明したかということが、あるいは県が栗東市にどういう協議、指導をしたかということが入ってくるということです。そこまで広げることができるかということですが、どうでしょうか。

基本的には、やはり でしょうね。しかし、今のお話にありましたように、議会との関係であるとか、あるいは栗東市との関係なども、まるきり取り上げないという意味でなく、 を中心に検討して、県の対応がどうであったか、妥当であったかを検証するということですが、その際に栗東市に対してとった所作であるとか、議会に説明した事情とか、それらもそこに関連してくる場合があるのではないかということで、そういうものも取り上げないといけないのではないかという気がします。どうでしょうか、基本的には、 としておいて、しかし、 とか今ご指摘のありました、県内部の関係になるわけですが、議会との関連とか、一応視野に入れておくということで、進めるということによろしいでしょうか。

そうすると、とにかく、これまでもご説明をいただいたのですが、何か具体的にどういうコンタクトがあったかというような、この時系列的なもの、RD社に対する働きかけとか、許認可とかの項目、あるいはまた自治会の方から出た、陳情書とか、要望書とか、これに対して県がどのように対応したかというようなわかりやすいものがないと、我々としては作業が進めにくいことがあると思うのですが、どうでしょうか。この点、以前に資料をいただいておりますが、この中には、必要なものと必要でないものが含まれているので、もう少し、 を中心とした取り上げるべき事項をわかりやすくしてもらおうという必要性はあるように思いますがどうでしょうか。ここはやはり作業として事務局へお願いするということになりますが、事務局としてどうですか。これまでの経緯ということで、前回そういう表にした資料をいただいているのですが、そこには、取り上げるものと取り上げないものが入っているので、もう少し精査をしてもらえますか。

平井副参事 私ども、十分掌握できておりませんので、琵琶湖環境部の方の意見も聞きながら、もう少しわかりやすい形で考えてみたいと思います。

上田室長 私ども、この間出させていただきました住民の皆さんからの要望、要請については、すべてどういう対応をしたかということで、私どもで、回答文、要望文のコピーをとっているのですが、私どもの一存で、これが大事だとか、大事でないとか、集約するのが難しい部分がございます。私どもそれ以上に、全体でそういう資料は作らせていただくとして、住民の皆さんと滋賀県の関係がどうかということで、住民の皆さんのヒアリングのなかで、特に声が大きかったようなこと、住民の皆さんがおっしゃったことについては丁寧に資料を作っていくという形をとれば、基本的にさせていただくの中で、取捨選択ができるのですが、それでないと私どもの独断でこれは大事とか、大事でないとかをいうことは、なかなか難しいかなと思っています。検証を進めていただく中で、これはどうかと言われるなかで、資料を準備させていただく方が、進めていただく中で、この間出した住民要請、要望については、いつ言われても出せるような形で、書類の整理をするように言っているのです、進めていただく中で、これを出せ、全部出せと、そして特にここはどうだったのかとご指摘をいただいた方がよいかと思います。

池田委員長 ということは、住民の皆さんにヒアリングを行い、そして、その際我々が住民の皆さんに問いかけて、そこで指摘されたものを中心に資料を作った方が手っ取り早いということですか。

上田室長 私どもで、全体的な資料は作っておりますが、住民の皆さんからいわれたものについては、こういうものかという形の資料の整理をさせていただくのが一番よいのかと思います。私どもで勝手に取捨選択するのがなかなか難しいかなと思っているのですが。

池田委員長 このやり取りは、前回新聞記事のファイルしたものでいただきましたが、あの程度くらい非常に多いわけですか。

上田室長 要望関係の資料は、新聞記事の切り抜きくらいはあるのかと思います。これをできるだけわかりやすい形で、見出しを作らせていただくことと、何よりも実は、県の職員は異動で変わっておりますので、地元にお住まいいただいている方に十分聞いていただくと、住民の皆さん方の思いが、委員の皆さんに伝わるのでないかと思っております。

池田委員長 それでよろしいですか。

渡部委員 RD問題に係る住民団体等の苦情・要望・質問等についてということで、前に一覧表をいただいていたのですが、網羅的というのは、このことをおっしゃっておられるのですか。

上田室長 それらは網羅的に整理しております。それとまだ、整理しておりませんが、行政指導の部分がございます。これは、メモとして残っているものの場合によっては、残っていないかもしれませんが、他府県の事例では、その当時の担当職員に聞いている委員会もあるように聞いておりますので、職員にどういう状況にあったかをできるだけ聞き、真実を明らかにし

ていきたいと思っております。

まず、網羅的に資料をお見せすること、それから住民の皆さんの思いというものに、私たちがその時どうやっていったか、説明させていただく資料を作ることが一番よいのかと思っております。

それともう一点、先ほど議会の質問ですが、問題が発生した以降については、平成11年から平成18年まで、ずっと議会ではほぼ毎回質問を受けておりますので、整理をさせていただいて、分厚いものになりますが、委員の先生方も、そういう資料も関係するところは、お出ししたいと思いません。

池田委員長 我々に与えられている時間もそんなに長くないので、委員も十分読みこなせる時間があるか、心配なのですが、その中から必要なものを抽出していくことを基本とする。時間的な余裕があるか心配なのですが、あるものは、洗いざらい出していただいて、我々がその中から必要なものを抽出するということが基本としていきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

宮本委員 一応念のためというか、事務局を県庁の環境の廃棄物対策とは違う部局にお作りになりましたが、本来ならば、検証委員会で資料もたくさん自分たちで精査して行うのが理想的な形だと思いますので、いかに資料が多くて我々が全部見られるかは別として、辞書みたいな感じで、みんなが見られる一覧を持って対応できればよいと思っておりますから、それは一覧できる形にしてほしいと思っております。その中で、住民のお気持ちとか、被害者の立場から、われわれは話を聞いて、どこに問題があったのか、ある程度仮説を作ったうえで、その濃淡がある中から資料をピックアップするとして、一応一覧がざっとないと仕事にならないと思っております。

池田委員長 この検証委員会の事務局ということで、総務課が今事務局を担当していただいているが、本来的には検証委員会の事務局として総務課の方が当たってくれる形が望ましいわけです。そこに検証委員会の事務局は、中立的な立場で、ちょっと行政と距離を置くという形で、我々の要望に従って、そこが資料を集めてくれるとか、ものを作成してくれるとか、いうことを、そこはオープンにすることでやっていく。昨年暮れまでやっていた阪神高速の淀川左岸線の延伸部の有識者委員会もそういうやり方です。そういうつもりで、事務局も行政には所属しておられるが、気持ちとしては、委員会の事務局として中立的な立場だという認識で、やっていただけたら、ありがたいと思っております。

それでは、そういうことで先へ進ませていただいて、(4)の「廃掃法に基づく許可状況および行政処分について」ということで、RD社についてどういうことが過去に許可対象になったのか、どういう処分がRD社に行われたのか、ということについて資料を確認したいと思いますので、よろしく願います。

(4) 廃掃

上田室長

資料3の論点整理の中の の一部を廃棄物処理法による許可状況という

法に基づ
く許可状
況および
行政処分
について

ことで、整理をさせていただいております。

まず、RDエンジニアリング社という会社でございますが、今は経営破綻をしておりますが、代表者は佐野正、設立が昭和54年でございます。定款からみてありますと、解体工事業と産業廃棄物処理業ということでございまして、資本金が4千万円、平成8年当時でございますけれども、従業員数が117名という会社でございます。廃棄物処理法における許可状況でございますが、ひとつは安定型最終処分場の埋め立てでございます。施設規模は面積が48,540㎡、容量が401,188 でございます。これが昭和54年から平成10年5月まで埋め立てが行われておりました。焼却施設については2基ございまして、許可品目が有機性汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類ということになっております。また、特別管理産業廃棄物としては、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物ということでございます。施設能力については書かさせていただいているとおりでございます。期間は昭和61年12月から平成12年1月を期間としております。

乾燥施設でございますけれども、これは無機性汚泥を乾燥するということで、施設能力が一つ目は20.8 、二つ目が10.0 でございます。期間は平成3年9月から平成13年9月6日まででございます。

以上が安定型処分場があるところの施設でございますが、(4)の破碎施設につきましては、これは少し離れた六地蔵で行われているものでございます。ガラス陶磁器くず、がれき類の破碎ということで昭和59年10月から平成18年3月31日まで許可をしておりました。

次のページでございますが、収集運搬業ということで処分場に廃棄物を持ってくる場合は、収集運搬業の許可というものが必要でございますので、RD社自身も収集運搬業の許可を持っております。許可品目がそこに書かれているもので、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックその他そこに書かれているものであります。特別管理産業廃棄物につきましても、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物の許可を出していたということでございます。収集運搬業につきましても、昭和57年7月から平成18年3月1日まで許可をしておりました。

今申し上げました(1)から主に(3)まででございますけれども、そういう処理がなされた中で、最終処分場の状況としましては、これは対策委員会に出させていただきました資料でございますが、浸透水からは、ヒ素、鉛、ホウ素、フッ素、総水銀、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシンが検出をされております。また、ヒ素、鉛、ホウ素、フッ素、総水銀、ダイオキシン類、CODは安定型処分場における浸透水の基準を超過しているという状況に至っております。

地下水につきましては、Ks2層の地下水からは、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン等が環境基準を超えて検出をされている状況でございます。また、処分場北西の市No.3と市No.7からは総水銀が検出をされてお

ます。

ガスにつきましては、現在も廃棄物層内は高温な状態、40 を超えるという状況でございます、ガスが生成されている可能性が十分にあるというように考えております。

もうひとつ、焼却灰につきましては、処分場内、先ほど2つの焼却施設を許可していたと申し上げましたが、炉内の壁などにばい塵が残留しております。焼却炉は老朽化し震災等による倒壊が懸念されていて、それによってダイオキシンが飛散するのではないかとのご心配を周辺住民の皆様はお持ちでございますし、これにつきましては調査をしていくという考え方をしております。

もうひとつ、埋立処分が行われた中で廃棄物はどうだったかということで、今までに改善命令と掘削調査で確認された廃棄物は、廃プラ、コンクリート片、陶磁器くず等安定品目に加えまして許可をしております木くず、金属くずなどの品目以外のものも確認をされております。溶出量としましては、フッ素、ホウ素が土壌の環境基準を超過し、含有量は鉛、ダイオキシン類が土壌指定基準を超過しております。

また、西側平坦地でドラム缶等の違法な廃棄物を確認しているという状況でございます。

そういうことに対しまして資料4 - 2をご覧いただきたいのですが、これまでRDエンジニアリング社に対する法に基づく行政処分について一覧でまとめさせていただいております。これにつきましては、処分理由をご覧いただきたいのですが、許可区域を超過して産業廃棄物が処分され、法面が計画勾配を超えており、廃棄物の飛散、流出の危険性があるということでこの改善命令を発したわけでございますが、履行状況の二つ目の点をご覧いただきたいのですが、履行中に下層計画高を超えて掘削し廃棄物を埋立処分した事実が判明したため、深掘箇所での廃棄物の撤去および良質土による埋め戻しを内容とする復旧計画書が提出されたということが書かれております。深掘箇所については平成10年12月に職員により確認ということでございますけども、実はその経過を申し上げますと平成10年6月2日に改善命令を発しました。そして、6月5日に改善計画書をRD社からもらい、改善をさせていたのですが、平成6年の11月に立入検査のときに深掘りを行っているということで、行政指導をしております12月にRD社から顛末書をもって12月25日に良質土による埋め戻しをさせたという経過がございます。これは平成10年の改善命令に係る一連の経緯でございます。

二つ目に、平成13年9月25日に事業の全部停止を行っております。これにつきましては、平成5年11月から平成7年5月までの間に、11回にわたりガラスくずおよび陶磁器くず約100トンを区域外に埋立処分をしたという経過があり、平成13年に事業の全部停止ということで30日間の停止の処分をしております。

平成13年12月26日にこれも改善命令を出したわけですが、これは前回の

経過で説明をさせていただきましたが、平成11年に高濃度の硫化水素ガスが検出されて、いろいろ調査をしていく中で問題点が明らかになってきて、そして処分理由を見ていただきたいのですが、ひとつは処分場浸透水の水質が維持管理の技術上の基準に適合しないにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていないということと、次のページでございしますが、先ほど平成10年の深掘ということで説明させていただきましたが、どうもそこから処分場浸透水が地下水に移動している可能性が大きいということでその深掘箇所の是正を求めた、そして処分場外への硫化水素等の悪臭が発生するおそれがあるにもかかわらず、防止のために必要な措置が講じられていないという、大きく言いましてその3つの理由から処分内容ということで、これも前回説明をさせていただいたと思いますが、まず深掘箇所については、浸透水の流出防止対策を実施することということで ございます。 が生活環境の保全上必要な措置として水処理施設を設置し、処分場内の汚濁水および浸透水の水処理を行いなさい、3つめが住宅が近接する北尾側法面の法すそを20m以上後退させて、そして処分場外への悪臭の発散防止のための対策をとりなさい、ということをお願いしております。そういう から までの事業を実施するに先立ってあらかじめ沈砂池を設置して汚濁水の処理を行うということが、平成13年12月の改善命令の主な内容でございます。この改善命令の内容の履行状況でございますが、平成17年6月に全ての是正工事が一応完了したと、資料には命令 にかかる是正工事が完了したとありますけれども、平成17年6月で4つの命令が完了したという状況であります。

平成18年4月12日に措置命令を発しました。これは先ほど言いました平成17年6月に是正工事が完了したのですが、その後平成17年9月と12月に西市道側の掘削調査を行いました。そのときに、これも前回説明させていただきましたけれども、大量のドラム缶や一斗缶等が埋め立てられていたこと、違法な埋立処分が行われたことについてR D社に対しましてドラム缶、一斗缶、ポリタンクおよび木くずを除去し適正に処理することと、ドラム缶等の違法な埋立処分により汚染された土および廃棄物を除去し適正に処理する等、生活環境の保全上に支障が生じないように対策を講じることという措置命令を発したところでございますが、平成18年の6月にR D社および佐野社長個人が経営破綻をいたしましたので、現在はこの最終処分場にかかる是正につきましては対策委員会で検討いただきながら県が中心となってやっていくという形になっております。

少し走った説明でございますけれども、平成10年の改善命令、平成13年の事業の全部停止の処分、平成13年の改善命令、それから平成18年4月の措置命令ということが法に基づく処分として県がこれまでに実施してきたものでございます。以上でございます。

池田委員長

ありがとうございました。今、R D社との対応ということで、特に資料3の の矢印を中心に行われた事柄をそこに書き出していただいているということかと思っております。今のご説明について、何かご質問とかございませ

んか。

今、このRD社については破綻状態にあるわけですが、この措置命令や改善命令の他に告発するとか、その他の措置というのはどうなっていますか。

上田室長 措置命令を履行しておりませんので、告発ということも十分考えていかなければならないと思っておりますが、全容がもう少し明らかになっておりませんので、検討段階ということでございます。

池田委員長 そうすると今はRD社の違法な措置についてはそれを指弾していくという方針があったと思いますが、そこにはまだ着手していないということですか。

上田室長 ひとつ申し上げられることは、違法なドラム缶が埋め立てされた時期については、埋立年度からいまましても時効が成立しているのではないかということがひとつ考えられます。もうひとつは措置命令が履行されていないわけでありまして、そのことに対する告発等については、現在検討をしておるという状況でございます。

池田委員長 今、ドラム缶だったら埋まっているというのが、一昨年9月と12月に探りあてたという話でしたよね。そうすると埋め立てた時期が分かったようなことを言われましたけど、いつ埋め立てたということになっていきますか。

上田室長 この許可状況をご覧いただきたいのですが、安定型最終処分が昭和54年から平成10年5月27日で終わっているのです。平成11年に硫化水素ガスが発生したのですが、それ以降は埋め立てはされていないと考えております。今、私ども関係者に対する廃掃法第18条照会等を実施しておりまして、その中で概ねの推定はしておるんですが、もう少し明らかにさせていただく時期ではないのかなと思っております。私どもの指導記録ですとか、航空写真ですとかそういう資料を集めたり、関係者のお話を聞きながら一定の推定はしておるのですが、もう少し最終的な整理に時間がかかるというように思っております。

木邊委員 埋立てを許可した場合、許可した時点で県の係官というのが立ち会ってちゃんとやらなかったんでしょうか。すごく大きなダンプで持ってくるからそれどころではなかったのかもしれないですが、滋賀県がその時点でコールタールとかが埋め立てられたということに気がつかなかったのでしょうか。

上田室長 毎日その処分場に張り付いているとおそらく気がつくかなと思うのですが、焼却施設ですと最盛期は24時間営業をしているなかで、職員がそこへ張り付いてというような体制はとれていませんので、その中で埋め立てされたというのは結果として気がつかなかったということだと思います。

木邊委員 結局、気がつかなかったということでは済まされない問題なんですよ。ね、検証委員会ができたということは、それであればもう破産もした、知事も替わったという今、じゃあどうするのかということは対策委員会がやっていたらっしゃると思うのですが、検証委員会ではこれはよいとか悪いとか

どんなにチェックしても埋め立てられてしまったものはどうしようもない、汚染された土はどこにももって行けないですね。

上田室長 R D問題はいろいろな問題がたくさんあって、ひとつは問題解決をするためには効果的で合理的な対応策をまず作らなければいけないというひとつの方向、それを対策委員会でやっていただいております。もうひとつは今までの行政対応が本当にこれで埋め立てるときに良かったのかと、いま先生がおっしゃったようになぜ気がつかなかったのかというようなところを私どもも資料を全部お見せしてお話をさせていただいて、なぜ気がつかなかったのかと、こうすべきではなかったのかというようなことをこの検証委員会をお願いをしたいというように思っております。

木邊委員 私たちは、なぜ気がつかなかったのか、どうしてなのかということを買めようという気はないんですよ。じゃあどうすればよいかというのは対策委員会が考えられるでしょうけども、この検証委員会もこれで、悪いことは悪いというか、やっぱりどうしたらよいかを一生懸命考えますよね。

上田室長 先生がおっしゃるように、対策委員会では生活環境上の支障を防止するための対策の検討をしていただきますが、どうして気がつかなかったのか、というのはまさに検証委員会の命題かなと思っております。どうして気がつかなかったのかと、もしくはどうしてそんな人に許可をしたのかというようなこととか、いろいろな検証がでてくるんだろうと思いますけれども、その検証をしていただいて、そしてもう二度とこういうことが起こらないようにやっていきたいというのが県の思いでございます。

木邊委員 どうして気がつかなかったのかというのを私たちが聞いたときに、それぞれの担当でいらっしゃった方々が答えてくださるわけですね。

上田室長 今申し上げたように、毎日張り付いてなかったとか、そういう話がでてくるのではないかと思いますけども、そういう疑問にお答えをさせていただくように、ずいぶん古いんですけど、私どもも検証委員会の目的が達成できるようにしていきたいと思っております。

木邊委員 やっぱり、これから先どうしていけばよいかを考えなければならないのでしょうか。

池田委員長 ですから、今のような問題は気がつくということの可能性がなかったのかどうか、それは職員の方のヒアリングをするなりして、1週間に1回は行っていただけ気がつかないという話なのか、まるっきり行っていなかったという話なのか、やっぱり毎日張り付いていなかったのがいけなかったという話になるのか、その辺りのところを我々は事実がどうだったかということを確認して、その対応が妥当だったかどうかということの評価をしたいということになるわけですね。

まず、とにかく具体的な事実を我々が把握をしないといけない、その把握のための作業をやっていく第1段階にきていると理解すればよいのではないかと思います。

木邊委員 これはずいぶん前からのことですよね。昭和何年から平成までずっと。

上田室長 現時点で、振り返って資料を見てみますと、住民さんからの苦情は平成

2年ぐらいからあったように記録は残っておりますので、それから苦情と硫化水素の問題がどう結びつくかはわかりませんが、平成2年ぐらいから苦情はあって注目されていた処分場ということはいえると思います。そういうことの行政対応はどうであったかということについて検証をしていただきたいと思います。

木邊委員 私個人の思いとしては、平成2年に苦情が出たばかりのときに聞いたかったなという気がします。いろいろな立場がありますから。その時に聞いていたら、その時にストップができたのではないかなと。これは今になって言っても仕方のないことですが、これからどうしていけばよいのかということをおもひで考えていかなければならないわけですよね。土をどこへ持って行ったって、持って行かれたところは困りますよね。

上田室長 木邊先生がおっしゃるように、問題は小さいうちに解決しておけば、こんな大事にはならないというのが他府県の事例でも、環境省もそういう対応をしておりますので、小さい段階でつぶしておけば、こんなことにはならなかったのではないかというご意見はもっともだと思います。

池田委員長 この具体的な事実の点ですが、硫化水素等の悪臭が発散したというのは、ドラム缶の埋立てよりももっと先の話になるわけですね。

上田室長 我々の廃掃法第18条照会では、RD社は平成2ないし3年ぐらいに、埋め立てられたのではないかとっております。それが本当かというのはもう少しやっておるのですが、それと硫化水素の発生したのは平成11年でございます。それと、硫化水素の発生したところとドラム缶のところはあまり因果関係がないとは断定できないのですが、硫化水素がどのように発生したのかの検討をされているなかでは、あまり関係がないのかなというように思っております。

池田委員長 硫化水素が発生したというのは処分場の浸透水の水質が維持管理の技術上の基準に適合しないということからきているわけですね。

上田室長 硫化水素が発生したときに、硫化水素調査委員会を平成11年に作られまして、その時には処分場の中に有機物がたくさんあって、そういうものが悪さをして出しているんだろうと思っております。

中村 主席参事 硫化水素の発生メカニズムにつきましては、今申し上げました専門の方に集まってお聞きまして、いろいろ検討いたしました。その結果、当初は我々も多量の有機物がどこかにあって、そこからどんどん硫化水素が発生しているのではないかというような思いももっておりました。ということで、硫化水素の濃度が高いところを掘っていくんですが、なかなか有機物そのものが大量に埋まっていたようなことは確認できなかったと。そうこうしているなかで、有機物が濃度は低いんですが、いろんなところに結構たくさんあると。安定型処分場ですので、本来有機物のようなものは無しで、きれいに水で洗われているようなプラスチック等ばかりであればそんなことはないだろうと思うのですが、埋められていた廃棄物の中にはやっぱり有機物というのが、我々は付着混入という言い方をしておりますけれども、そういった意味で結構あるのではないかというようなことを思

っております。そういったものが雨に打たれて当然浸透水として流れていくわけですが、どこかに溜まるであろうと、現に宙水というようなもので中間に浮く水みたいなものということでどこかに溜まる場所もございます。そういった有機物の濃度の高い水が溜まるであろうと。当然有機物がありますので、その嫌気状態といいますが、酸素のない状態になっていて、さらにそこにひとつの原因として石膏ボード、これは硫酸イオンを持っておりますので、必ずしも石膏ボードだけかどうかは分かりませんが、ひとつ考えられますその石膏ボードみたいなものから、やはり同じように雨に打たれて流れていく、流れて行く先は有機物の多量にある水のところに行く、嫌気状態になっている、そういったところから、硫化水素が発生したのではないかなというように最終的な結論をいただいたということです。こういった現象につきましては、処分場の中にいるんな場所にいるんな状態であるということから、硫化水素につきましては、いろんなところで10,000ppmを超えるような濃度が検出されています。先ほどお話しがありましたドラム缶が見つかった場所に特定されるものではなく、埋立処分場の、安定型処分場としてこれは後から分かったわけではありますが、全国的にも同じような事例はあるようでございます。

池田委員長

結局本来はそこへ混入したらいけないものが入っていたということですよ。安定型の処分場では埋め立ての対象とすることができないものがそこに混入していたか、意図的に捨てられたか、とにかくそういうものを集めて持ってきて放り込んだということが原因で硫化水素が発生したということですね。本来、安定型の処分場ではそんなものが発生することはおよそ考えられないということなんです。

上田室長

法の変遷というのを前回出させていただいたのですが、前はよくてそれからダメだという部分、混入の見解がどうだと、その混入と認めることについていろいろ議論があるんですが、そういう中で明らかにそれは・・・。

中村

ご指摘のとおり硫化水素が発生した以上は、当然有機物があったということは間違いないということです。それが意図的に埋められたものかどうか、そのぶんにつきましては、今までの調査の中では確認できなかったと、ただ有機物が入っているということは事実でございます。それが意図的か、付着混入なのか、そうしたことにつきましては私たちは今のところよく分からないというお答えをさせていただきます。

主席参事

(5) 次回の予定

池田委員長

具体的な話になっているので、これはまた関係住民の皆さんのヒアリングとか職員の皆さんのヒアリングを通して具体的に我々としてどういうように分析、判断をするか詰めたいと思います。この件については、今日はこれぐらいにしておきたいと思います。

そうしましたら、資料4-1で、先ほどの基本の全体概要のところのRD問題に係る関係機関、団体のところの についての資料として、このRD社に対する許可状況あるいは措置状況を理解したいと思います。

それでは時間もなくなってきましたので、5番目の「次回の予定につい

て」ということで、次回は予定では個別のヒアリングをするという段階になるということかと思えます。それで、まず最初に検証委員会として住民の皆さんにお尋ねをするということをやりたいと思えます。この住民の皆さんといっても先ほどの資料の3ページの表にありましたようにいくつかの団体があるわけです。どういう範囲でお尋ねしたらよいのか、そういうことを少し協議したいと思えます。ここの周辺住民団体という皆さんにそれぞれお尋ねするといっても時間に限りがありますから、各団体数名とか、そういうようにしないととてもやりきれないと思えます。何かよい知恵はありませんでしょうか。

渡部委員 簡潔にまとめていただけたら、聞きやすいですけどね。

池田委員長 まず、どこで開催するかということもありますけど、ここ県庁でやるということは可能ですか。

平井副参事 それは大丈夫です。会議室はたくさんあります。

池田委員長 とにかく行政と隔離しないといけないということで、この場所も使わないとか、そこまではやる必要はないですね。場所は県庁の会議室でもお願いするとして、周辺住民団体ということで、地図にありますように、一番近いのは北尾団地自治会ですが、あと自治会としては小野自治会、上向自治会、それから栗東ニューハイツ自治会、産廃処理問題合同対策委員会というのは、これは赤坂団地とか括弧でくくってあるところの連合自治会でしたか。

平井副参事 資料で 印をしておりますように、赤坂、日吉が丘、中浮気の団地と他の団体も入っておりますが、そういう皆さんで合同対策委員会という形でいろいろ対応されておられます。この合同対策委員会の代表の方ということであれば3つの自治会が関与されているということになるかと思えます。

池田委員長 お尋ねすることは何かというと、行政がどういう対応をしたかということが中心となると思えますが、当時の処分場の状況とかあるいは県の指導監督について説明があるかと思えますし、それについて県がどういう対応をしたかということについてのコメントもあると思えます。それについて我々がお聞きして集約するということをすると思えますけど、この周辺住民団体が5つあがっておりますから、この5つには全てお尋ねしなければいけないと思えますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

池田委員長 その場合に周辺住民団体から5名も6名も出ていただいても同じことの繰り返しになる可能性が強いですから、1名かせいぜい2名どまりですよ。1名か2名どまりでお願いするということで、誰に出ていただくかということは、団体の皆さんにお願いしないと仕方がないのではないのでしょうか。ですから、これは団体の皆さんに事務局からこういうことでヒアリングをしますから、ヒアリングに応じていただける方を推薦してくださいとうことをお願いするということによろしいでしょうか。

(異議なし)

池田委員長 その場合にどういうふうに行うかということについてはどうでしょうか。宮城県でやられたときは、そういう方は全部一度に入っていたのですか、それとも1人ずつ来ていたのですか。

宮本委員 それは行きがかり上、立場の違いがあって嫌だとおっしゃる方もいらっしゃるのですが、事務局にあたるところが住民運動の対応、過去の経緯からやり方を考えていただいて住民と相談をしたうえで、誰と誰は一緒にしないとかそういうことをお考えいただいたということです。

池田委員長 これは我々がどうのこうのというよりも、事務局の方が地元の皆さんと接触するから、地元の皆さんに要望を聞いていただいて、どういうことをするかということを事前に調整していただくということでやりましょうか。それでよろしいですか。

（異議なし）

池田委員長 その際に口頭で話していただくというよりも、我々としては、写真でも何でも資料をいただいた方がよいですね。ですから資料をつけていただくということをお願いすると。その場合我々の方からお尋ねすることばかりになると思うけれども、住民団体の皆さんから我々に質問あるでしょうか。質問も我々が答えることができれば答えるということで、住民の皆さんが専ら言っぱなしというか、我々が聞くだけというのが仮に原則だとしてもそこに何かやりとりがあっても別によいじゃないですか。ですから、和気あいあいとやるとは言わなくても、あまり形式ばったことでここで質問したらいけないとか、そういうようなのはやめておきましょうか。できるだけ我々に協力いただくわけですから、そこで住民の皆さんの意向をお尋ねして、やりやすいようにお願いしたいと思います。

それからもうひとつは、会議をする場合にヒアリングを公開するかどうかということです。仮にAの住民団体の方が我々に説明していただいていることについて、他の皆さんがそれを聞くということ、結局公開でやったらいいとは思いますが、そこに個人のプライバシーの問題がでてくるとか、そんなことがないかということ少し懸念しますが、ヒアリングを公開するか、しないかということは、どうでしょうか。宮本先生、宮城のときはどうだったのですか。

宮本委員 宮城県は住民のヒアリングは非公開、福井も非公開ですね。

池田委員長 そうですか、ほかにどうですか。

渡部委員 私は公開でもよいと思いますが、ただ住民の方が要望されたら、我々と協議して公開・非公開を決めるということでよいと思います。

池田委員長 その際に住民の皆様が公開でやるということであれば、公開に当たって特定の個人の名前なんかは控えてもらうなど、一番問題なのは個人のプライバシーの問題ですね。ですから、その際はそういうことも考慮していただいてご発言いただくというようなことで、住民団体の皆様の意見が一致すればよいですけど、あるところは公開で、あるところは公開でないというのも具合が悪いですけれどね。そこも住民の皆様にあたって公開でやるかどうか、われわれとしては公開でもかまわないと思っておりますけどね。た

だ、個人のプライバシーがそこで出てこないかどうかというのを私は懸念するので、個人のプライバシーが出る場合は会議でも公開にしないというのが一般原則ですよね。それを念頭において、その他先ほどの話にありましたように、A、B、Cと住民団体がいくつかあるわけですから、その皆さんが一堂に会して自分の番のときに他の方が待機してそれを聞いてもよいとか、そういう申し合わせであれば、そのようにやりたいと思いますが、事務局としては、その意向を聞いてきてください。

それから、その際に琵琶湖環境部の最終処分場特別対策室や関係した職員の皆様がそこに同席するのはいかがかという話もたぶんあると思いますが、その点はどうでしょうか、これも少し聞いていただきたいと思いますが、住民の皆様が行政の方もそこにいて、場合によっては説明をしてもらった方がよいと言われるかもしれませんし、この場合はいてもらってもよいわけですので、それも問い合わせてみてください。

では、そういうことで次回は住民側のヒアリングをお願いするということですが、それに先だっているいろいろと詰めていただくことがあるので、詰めていただくことは事前に我々にご連絡いただいて、次回は早速住民の皆さんのヒアリングをする場にしたいというように思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

3 閉会

池田委員長

それでは次回は住民の皆様いろいろな教えていただくことにしたいと思います。

それでは、本日は予定の時間も少しオーバーしましたが、これで議事をすべて終了しましたので、第2回の検証委員会を閉じたいと思います。委員の皆様何かご発言はありませんか。あるいはこういう資料を次回ほしいとかありませんでしょうか。

平井副参事

では、事務局から何か連絡事項とか何かありますか。

それでは事務局から、委員の皆様日程調整をさせていただきたいと思いますが、返信用の封筒と日程調整連絡票を置いております。連休までに調整を図りたいと思いますので、FAXあるいは郵送でご返信をいただきますようお願いしたいと思います。事務局からは以上でございます。

池田委員長

それでは、本日第2回のRD最終処分場問題行政対応検証委員会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。